

平成31年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------------|---------|-----------|----|----------|
| (1) 病床数 | 一般病床 | 463床 | | |
| (2) 患者数 | 年間延患者数 | | | |
| | 入院 | 137,885人 | 外来 | 174,948人 |
| | 1日平均患者数 | | | |
| | 入院 | 377人 | 外来 | 717人 |
| (3) 主要な建設改良事業 | 診療棟改修事業 | 47,940千円 | | |
| | 医療器械等購入 | 725,744千円 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	病院事業収益	13,250,000千円	
第1項	医業収益	10,613,995千円	
第2項	医業外収益	2,636,005千円	
支		出	
第1款	病院事業費用	13,250,000千円	
第1項	医業費用	12,849,269千円	
第2項	医業外費用	399,731千円	
第3項	予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額814,286千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,309千円及び過年度分損益勘定留保資金756,977千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	831,714千円
第1項 企 業 債	763,600千円
第2項 出 資 金	64,500千円
第3項 貸付金返還金	3,600千円
第4項 基金運用収入	14千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,646,000千円
第1項 建 設 改 良 費	938,809千円
第2項 貸 付 金	126,300千円
第3項 企 業 債 償 還 金	580,877千円
第4項 基 金 積 立 金	14千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器保守経費 (平成31年度購入分)	平成32～37年度	120,000千円

事 項	区 分	期 間	限 度 額
検査・感染システム機器設置費 (収益的支出分)	追加前	平成29～33年度	33,369千円
	追加後	平成29～33年度	33,596千円
放射線画像診断システム機器設置費 (収益的支出分)	追加前	平成29～33年度	53,314千円
	追加後	平成29～33年度	53,678千円
医療情報システムLAN設備等賃借業務 (収益的支出分)	追加前	平成30～34年度	20,740千円
	追加後	平成30～34年度	20,968千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病棟改修事業	47,900千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	715,700千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成31年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 6,307,630千円
(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,440,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,340,508千円と定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成31年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 305,814戸 |
| (2) 年間総配水量 | 79,781,108m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 217,981m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

水道整備費	4,241,477千円
-------	-------------

清水谷津浄水場自家発電装置更新工事、清水谷津浄水場電気設備工事、
水の相互運用事業(送水管整備)及び管網整備等

送配水管布設	5,570m
--------	--------

導送配水管布設替	5,095m
----------	--------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	10,713,000千円
第1項 営業収益	10,075,403千円
第2項 営業外収益	637,597千円

支 出

第1款 水道事業費用	9,529,000千円
第1項 営業費用	8,591,045千円
第2項 営業外費用	936,955千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,070,000千円は、減値積立金1,683,161千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額359,944千円、過年度分損益勘定留保資金2,026,895千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,786,000千円
第1項 企 業 債	2,350,000千円
第2項 国庫(県)支出金	124,037千円
第3項 他会計支出金	97,715千円
第4項 負 担 金	214,248千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	6,856,000千円
第1項 建 設 改 良 費	4,362,015千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,292,985千円
第3項 投 資	200,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	足久保配水場改修工事	808,000	31年度	88,000
				32年度	233,000
				33年度	487,000
		葵区中央・遠方監視制御設備更新工事	735,000	31年度	0
				32年度	0
				33年度	735,000
		城内配水場機械設備更新工事	166,000	31年度	17,000
				32年度	149,000
		城内配水場電気設備更新工事	819,000	31年度	82,000
				32年度	737,000
		清水谷津浄水場脱水機棟建築工事	181,000	31年度	3,000
				32年度	178,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道料金及び下水道使用料徴収システム機器等賃借(再々リース)	平成32年度	1,241千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム機器リース料	平成32～36年度	335,725千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム機能改修	平成32年度	91,667千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	2,350,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成31年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,502,666千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、77,860千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、10,277千円と定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

議案第40号

平成31年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	252,000戸
(2) 年間総処理水量	142,980,000㎡
(3) 一日平均処理水量	391,726㎡
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	11,527,229千円
下水道管渠布設等	13,492m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	22,016,000千円
第1項 営業収益	15,973,957千円
第2項 営業外収益	6,042,043千円

支 出

第1款 下水道事業費用	21,206,000千円
第1項 営業費用	18,456,700千円
第2項 営業外費用	2,748,300千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,644,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額750,958千円、過年度分損益勘定留保資金1,183,119千円及び当年度分損益勘定留保資金5,709,923千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	14,862,000千円
第1項 企業債	11,276,600千円
第2項 出資金	726,000千円
第3項 国庫(県)支出金	2,705,257千円
第4項 負担金	154,143千円

支 出

第1款 資本的支出	22,506,000千円
第1項 建設改良費	11,597,950千円
第2項 企業債償還金	10,815,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 その他固定負債返済	92,000千円
第5項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備費	平成32年度	300,000千円
中島処理区 恩田原・片山地区下水道整備事業	平成32年度	200,000千円
高橋雨水ポンプ場 プラント設備整備事業	平成32～33年度	2,484,000千円
高橋雨水ポンプ場 建築・設備整備事業	平成32年度	555,000千円
入江排水区 入江地区雨水渠築造工事	平成32年度	395,000千円
清開ポンプ場 沈砂池ゲート設備更新工事	平成32年度	371,280千円
折戸雨水ポンプ場 非常用自家発電設備更新工事	平成32年度	289,182千円
中島浄化センター 最終沈殿池設備更新工事	平成32年度	233,622千円
中島浄化センター 返送汚泥ポンプ設備更新工事	平成32年度	61,166千円
浜田ポンプ場 沈砂池ゲート設備更新工事	平成32年度	421,926千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	11,276,600千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成31年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,502,263千円
(2) 交際費 200千円

平成31年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏